科学技術文献情報提供事業に係る
コンテンツ提供サービス事業
2026 新サービス公募　募集要項
（案）
[新サービス事業者枠]
[技術補完事業者枠]

令和 8 年 7 月

国立研究開発法人科学技術振興機構

目　　次

1. 本事業と公募の背景 2
2. 事業概要 2
2.1. 事業の概要及び事業範囲 2
2.2. 契約期間及び事業実施期間 3
2.3. 事業実施条件 3
3. 担当部署 3
4. 事業者選定機構等 3
4.1. 選定委員会 3
4.2. 事業者の選定（機関数） 3
5. 本公募の概要 4
5.1. 事業形態と公募区分（事業者枠・サービスタイプ） 4
5.2. 公募の提案方式（FS） 4
5.3. 募集要項等資料の構成 4
5.4. 公募・選定スケジュール 5
5.5. 選定プロセス 5
6. 参加資格 6
6.1. 応募者について 6
6.2. 応募者に求める参加資格要件 6
6.3. 「採択候補事業者」の資格の無効 9
7. 募集要項等に関する説明会 9
8. 募集要項等に関する質問の受付と回答 10
9. 関連資料閲覧 11
10. 提出書類の提出 11
11. 選定方法 12
11.1. 選定委員会の審査 12
11.2. ヒアリングの実施 13
11.3. 提案の無効について 14
11.4. 選定結果の通知 14
12. 契約交渉及び締結 14
12.1. 「採択候補事業者」選定後の流れ 14
12.2. 契約交渉と契約の締結 15
13. その他応募に関する留意事項 15
13.1. 契約保証金 15
13.2. 費用負担 15
13.3. 書面主義 15
13.4. 提出書類の取り扱い 16
13.5. 通貨並びに単位 16
13.6. 記載日時について 16
13.7. 根拠法令・管轄裁判所について 16
14. 様式Ⅰ 17
様式Ⅰ-1 募集要項等に関する説明会申込書 17
様式Ⅰ-2 募集要項等に関する質問書 19
様式Ⅰ-3 関連資料閲覧申込書 20
様式Ⅰ-4 秘密保持誓約書 21
様式Ⅰ-5 協力法人等への資料開示申込書 22

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、科学技術文献情報提供事業における提供業務を平成 24 年度から民間事業者に移管し実施している。この度、第 3 期の事業実施期間満了後の新サービスを実施する事業者の選定を行う。

本募集要項は、当該事業者について、公募型プロポーザル方式を活用して選定する事業者選定（以下「本公募」という。）及び事業契約締結に至るまでの契約のプロセスに適用するものである。

1. 本事業と公募の背景

機構の科学技術文献情報提供事業は、研究開発のライフラインである科学技術文献情報を網羅的・継続的に整備し、インターネット等を活用して研究者・技術者が利用しやすい形で、有料で提供することにより、効率的な研究開発活動を促し、科学技術の振興を図ることを目的として昭和 32 年から実施されている事業である。

平成 22 年 4 月に行政刷新会議の実施した事業仕分けで科学技術文献情報提供事業は、「事業の実施は、民間の判断に任せる」との判定を受けた。また平成 22 年 12 月に閣議決定した「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」では、「平成 23 年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成 24 年度中に民間事業者によるサービスを実施する」との方針が示され、本事業に係る業務を平成 24 年度より民間事業者により実施している。

第 1 期（平成 25～29 年度）、第 2 期（平成 30～令和 3 年度）、第 3 期（令和 4～8 年度）の民間事業者の公募・選定・事業実施を経て、この度、第 4 期（令和 9～13 年度）のサービス実施を担う民間事業者を公募する。

第 4 期の公募は 2 年度に分けて実施し、令和 7 年度は既存サービスの継承・拡充等を主旨とした。本年度の公募は新しいサービス等の追加・拡張を主旨とし、実施する。

2. 事業概要

2.1. 事業の概要及び事業範囲

本事業を実施する事業者は、仕様書および契約書に基づき、機構の保有している科学技術文献の書誌・抄録・索引等のデータ（以下「データ」という。）を活用したコンテンツ提供サービスを実施する。データについては有償で利用を許諾する。

本年度の公募では、令和7年度に選定された提供サービス（※1）とは異なる（※2）、データの新たな価値を引き出した新しいコンテンツ提供サービスの実現を期待する。

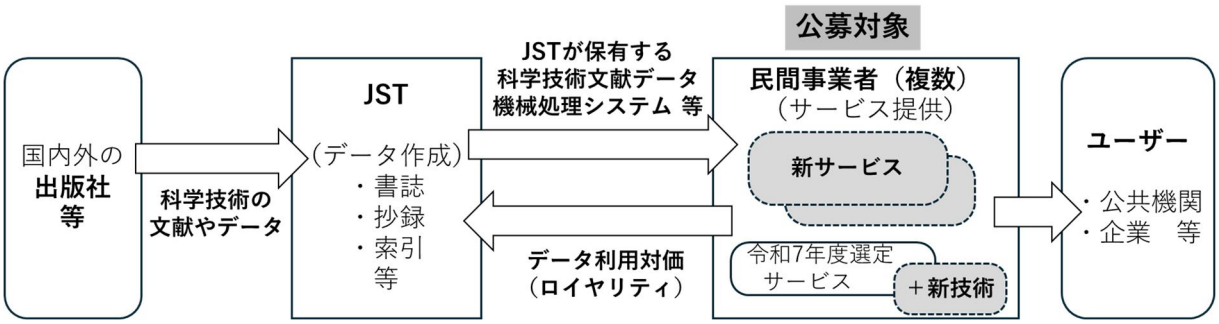

※1

令和 7 年度選定された提供サービス（主に文献検索・配信サービス及び拡張検索サービス等）

- ・文献検索サービス（JDreamⅢ検索サービス：クイックサーチ・アドバンストサーチ他）
- ・最新文献情報の配信サービス（SDI サービス・科学技術文献速報サービス）
- ・研究者探索サービス（JDream Expert Finder）
- ・医学文献情報の専門的解析・情報抽出サービス（JDream SR）

・技術戦略の分析・可視化サービス（JDream Innovation Assist）
・辞書販売、その他のデータ販売　等
・上記サービスの特徴等を踏まえた AI と専門知を融合した新プラットフォームサービス（仮称）

※2
提供サービスの異なりについての詳細は、仕様書を確認すること。

2.2.　契約期間及び事業実施期間

契約期間と事業実施期間は以下のとおり。
契約期間：契約締結日～令和 14 年 3 月 31 日
事業実施期間：令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日

なお、サービスの稼働開始期限については、仕様書を参照のこと。

2.3.　事業実施条件

事業実施にあたっては、仕様書に定める条件について了承すること。

3.　担当部署

本公募の担当部署は以下のとおりとする。

国立研究開発法人科学技術振興機構
情報事業部情報資産企画グループ　公募担当
〒102-8666 東京都千代田区四番町5番地3　サイエンスプラザ
E-mail：jouhou-koubo@jst.go.jp
電話：03-5214-8444、FAX：03-5214-8460

4.　事業者選定機構等

4.1.　選定委員会

本公募により事業者を選定するにあたり、機構の役職員並びに外部有識者で構成する「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業の事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。
選定委員会は、「5.5.選定プロセス」に基づき審査を行う。

4.2.　事業者の選定（機関数）

「4.1.選定委員会」の審査を踏まえ、科学技術振興機構が事業者を選定する。
採択事業者は数者（複数機関の代表機関を含む）を想定している。

ただし、提供サービスの規模等や、国や JST の科学技術に関する施策変更等によっては、予定数より増減する可能性がある。

5. 本公募の概要

5.1. 事業形態と公募区分（事業者枠・サービスタイプ）

本公募では、提供サービスの事業形態に鑑み、以下の2種類の事業者枠を設ける。

（1）新サービス事業者枠
自らが主体事業者となり、新しいコンテンツ提供サービスを提供する事業形態。

事業形態の詳細として、新規開発するサービス、既存の自社サービスを強化するサービスの2つのサービスタイプを設定する。

① 新規サービス開発タイプ
既に提供している自社サービスとは独立した新しいサービスを提供するもの

② 自社サービス強化タイプ
既に提供している自社サービスを元に、強化等したサービスを提供するもの

応募者は、提案するサービス 1 件につき、サービスタイプ（①又は②）を 1 つ指定するものとする。なお、複数のサービスを提案する場合は、サービスごとにサービスタイプを選択するものとし、それぞれのサービスタイプが同一であるか否かは問わない。

（2）技術補完事業者枠
令和7年度に選定された提供サービスの運営事業者（以下「既採択事業者」という。）へ技術等を提供し、既採択事業者のもとで新サービスあるいは新機能を実現する事業形態。

5.2. 公募の提案方式（FS）

応募者は、新サービス事業者枠で提案する新サービスについて、技術的実現性や市場性等の調査・検証が必要な場合、FS（フィージビリティスタディ：実現可能性調査）を実施可能とする。
実施を希望する場合は提案書において FS オプションを選択するものとする。
提案方式（FS）の詳細は仕様書を確認すること。

5.3. 募集要項等資料の構成

公告時に開示する資料は、以下の①から⑤までの書類（以下「公募書類」という。）により構成される。

① 科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業　募集要項　※本書
② 科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業　仕様書（新サービス事業者枠）
③ 科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業　仕様書（技術補完事業者枠）
④ 科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業　提出書類作成要領（新サービス事業者枠）
⑤ 科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業　提出書類作成要領（技術補完事業者枠）
⑥ 様式Ⅰ-1～Ⅰ-5、様式Ⅱ-1～Ⅱ-5　※本書及び提出書類作成要領に添付
⑦ 科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業　契約書（案）

配布方法：機構ホームページ（https://jipsti.jst.go.jp/jouhou-koubo/top.html）から取得。

5.4. 公募・選定スケジュール

本事業の事業者選定スケジュール（予定）は以下のとおりである。
今後変更の可能性があることに留意すること。
書類の受付は下記期間中の営業日のみとする。営業日とは、機構が定める休日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、機構の創立記念日である 10 月 2 日）を除く日をいう。なお、申込方法等詳細は、項目7～10を参照のこと。

①	公募開始日	8 月 17 日（月）
②	募集要項等に関する説明会　申込締切	8 月 21 日（金）　14:00
③	募集要項等に関する説明会	8 月 25 日（火）　14:00～
④	関連資料の閲覧（任意）	8 月 26 日（水）～9 月 30 日（水）
⑤	参加資格審査申請書類に関する質問受付締切	8 月 26 日（水）　14:00
⑥	参加資格審査申請書類に関する質問回答	9 月　2 日（水）
⑦	参加資格審査申請書類の提出締切	9 月　9 日（水）
⑧	提案書に関する質問受付締切	9 月 16 日（水）　14:00
⑨	提案書に関する質問回答	9 月 30 日（水）
⑩	提案書の提出締切	10 月 14 日（水）
⑪	提案書に関するヒアリング（別途連絡）	11 月 12 日（木）または 17 日（火）
⑫	「採択候補事業者」の決定	12 月 1 日（火）以降
⑬	「採択候補事業者」との交渉及び事業契約の締結	令和 9 年 3 月下旬までを予定※

※FS や契約交渉の状況に応じ、遅くとも令和9年 10 月末までに締結予定

5.5. 選定プロセス

本事業の事業者選定は、公募型プロポーザル方式に基づき以下のようなプロセスで行う。
選定方法については、「11.選定方法」も参照のこと。

（1）新サービス事業者枠
応募者から提出された「参加資格審査申請書類」に基づく参加資格審査と「提案書」に基づく提案書審査を行う。提案書審査では応募者へのヒアリングも行う。
審査により、本事業の実施者として相応しい応募者は、「採択候補事業者（新サービス事業者枠）」として機構と契約交渉を行う権利を得る。
契約交渉の結果、双方が合意に至った場合、機構は応募者を「採択事業者（新サービス事業者枠）」として選定し、契約を締結する。なお、提案方式（FS）を選択した場合、初回の契約交渉で合意した後に FS を実施し、FS の結果に応じて、「採択候補事業者（新サービス事業者枠）」が本格的な契約交渉を行うかを選択するものとする。
「採択候補事業者（新サービス事業者枠）」との交渉が合意に至らなかった場合は契約不成立となることもある。

（2）技術補完事業者枠
応募者から提出された「参加資格審査申請書類」に基づく参加資格審査と「提案書」に基づく提案書審査を行う。提案書審査では応募者へのヒアリングも行う。なお、当該審査では、選定委員会に既採択事業者が参画する。
審査により、本事業の実施者に相応しい応募者は、「採択候補事業者（技術補完事業者枠）」として既採択事業者と契約交渉を行う権利を得る。
契約交渉の結果、双方が合意に至った場合、機構は応募者を「採択事業者（技術補完事業者枠）」として選定するとともに、応募者は既採択事業者と契約を締結する。

「採択候補事業者（技術補完事業者枠）」と既採択事業者との交渉が合意に至らなかった場合は契約不成立となることもある。

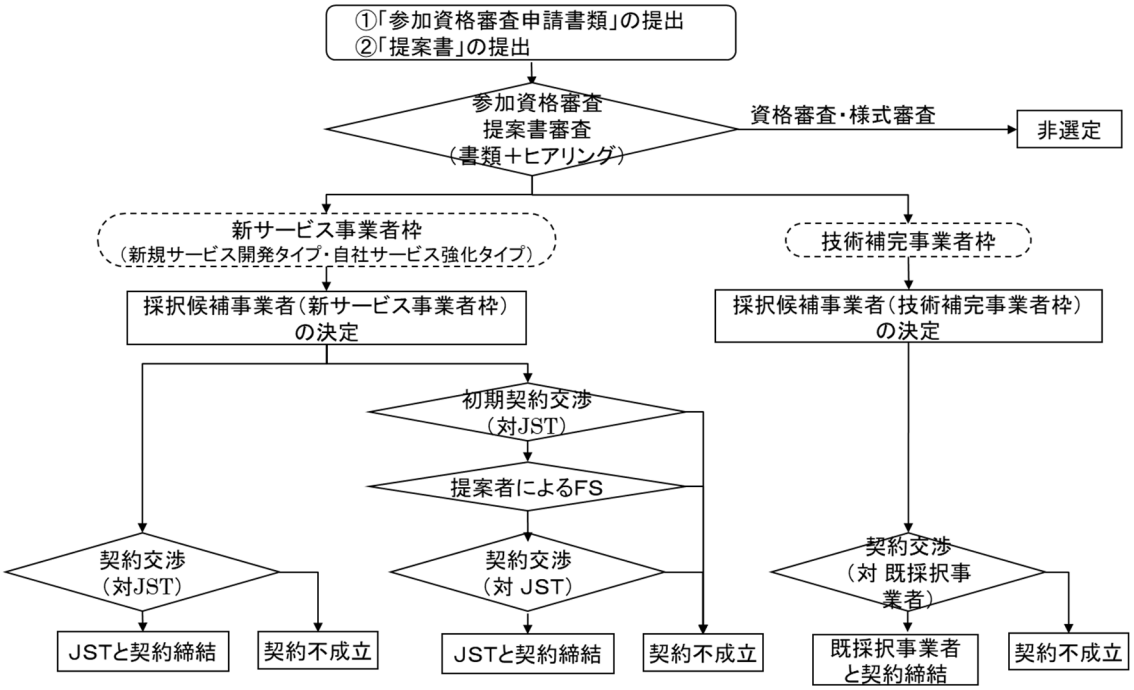

6. 参加資格

6.1. 応募者について

本公募の応募者は、公募区分（事業者枠）に応じて、単体又は複数の法人のいずれかとする。

「新サービス事業者枠」では本事業全般を実施する者であり、単体又は複数の法人とする。

複数の法人で応募する場合には、代表法人を 1 社選出し、代表法人が機構への応募にかかる手続きを実施するものとする。共同企業体（ジョイントベンチャー、以下「JV」という。）、又は、特定目的会社も代表法人とみなす。

「技術補完事業者枠」では既採択事業者に技術等を提供する者であり、自らはサービスの提供を行わない単体の法人とする。

なお、応募者及びその構成員は、他の応募者の構成員を兼ねることができない。これに違反し、複数の応募に参加していることが判明した場合は、当該応募者の応募資格を喪失するものとする。

6.2. 応募者に求める参加資格要件

新サービス事業者枠および技術補完事業者枠の応募者に求める参加資格要件は、それぞれ以下のとおりである。

なお、本公募手続きに従い事業契約を締結する事業者は、契約期間に渡って本参加資格の要件を満たしている必要がある。

[新サービス事業者枠の参加資格要件]

(a) 日本国内に拠点を有する法人であること。
(b) 民間の事業者であり、法律で定められた法人税、消費税を完納していること(特例猶予の場合は証明書類提出が可能なこと)。
(c) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当しない者及び第 71 条第1項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
(d) 本公募における「採択事業者」決定の日までの期間、機構から指名停止、取引停止、一般競争参加資格停止又は営業停止を受けている期間中に該当しない者であること。
(e) 破産法、会社更生法、民事再生法又はこれらに類似する日本法又は日本国外法上の倒産法制に基づく、手続の開始の申立がなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画認可決定(確定した者に限る。)を受けた者を除く。
(f) 役員のうち、次に該当する者が所属していないこと。
- 成年被後見人若しくは被保佐人又は日本国外の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は日本国外の法令上これと同様に取り扱われている者
- 禁錮以上の刑(これに相当する日本国外の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

(g) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)と現在も将来も一切の関係を有しないこと。また、反社会的勢力による不当要求等に対しては、毅然とした態度で臨み、これを拒絶することを約定できること。
(h) 親会社が存在する場合、親会社が上記(e)～(g)に該当しないこと。
(i) ISO/IEC27701 又は JISQ15001 に準拠していること。
もしくはプライバシーマーク(Pマーク)の認証の取得、又は同等の個人情報保護管理を実施していること。同等の個人情報保護管理とは、プライバシーポリシーが制定され、個人情報保護に関する実施管理、教育、内部監査を文書化された手順により実施していることをいう。
(j) ISO/IEC27001 又は JISQ27001 に準拠した管理、又は同等の情報セキュリティ管理を実施していること。
同等の情報セキュリティ管理とは、情報セキュリティ方針が制定され、情報セキュリティ管理体制が構築され、リスクアセスメント、リスクアセスメントに基づく管理策、内部監査、教育を文書化された手順により実施していることをいう。
(k) 安定性のある財務的基盤を有する者及び経営状態が著しく不健全でないと認められる者として、少なくとも早期に倒産等の可能性が少ない者であること。

複数の法人で応募する場合には、応募者に求める要件は以下のとおり取り扱う。
(a):構成する複数の法人のうち、代表法人を含む 1 以上の法人が要件を満たすこと。
(b) ～ (j):構成する複数の法人それぞれが要件を満たすこと。
(k):構成する代表法人が要件を満たすこと。

[技術補完事業者枠の参加資格要件]

(a) 日本国内に拠点を有する法人であること。
(b) 民間の事業者であり、法律で定められた法人税、消費税を完納していること(特例猶予の場合は証明書類提出が可能なこと)。
(c) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当しない者及び第 71 条第1項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
(d) 本公募における「採択事業者」決定の日までの期間、機構から指名停止、取引停止、一般競争参加資格停止又は営業停止を受けている期間中に該当しない者であること。
(e) 破産法、会社更生法、民事再生法又はこれらに類似する日本法又は日本国外法上の倒産法制に基づく、手続の開始の申立がなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画認可決定(確定した者に限る。)を受けた者を除く。
(f) 役員のうち、次に該当するものが所属していないこと。
    ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は日本国外の法令上これらと同様に取り扱われている者
    ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は日本国外の法令上これと同様に取り扱われている者
    ③ 禁錮以上の刑(これに相当する日本国外の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
    ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
(g) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)と現在も将来も一切の関係を有しないこと。また、反社会的勢力による不当要求等に対しては、毅然とした態度で臨み、これを拒絶することを約定できること。
(h) 親会社が存在する場合、親会社が上記(e)～(g)に該当しないこと。
(i) ISO/IEC27701 又は JIS Q 15001 に準拠していること。もしくはプライバシーマーク(P マーク)の認証の取得、又は同等の個人情報保護管理を実施していること。同等の個人情報保護管理とは、プライバシーポリシーが制定され、個人情報保護に関する実施管理、教育、内部監査が文書化された手順により実施していることをいう。
(j) ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001 に準拠した管理、又は同等の情報セキュリティ管理を実施していること。同等の情報セキュリティ管理とは、情報セキュリティ方針が制定され、情報セキュリティ管理体制が構築され、リスクアセスメント、リスクアセスメントに基づく管理策、内部監査、教育を文書化された手順により実施していることをいう。
(k) ISO 9001 の品質マネジメントシステムの認証の取得、又は、同等の品質管理・保証体制(業務マニュアルの整備、トラブル対応手順の策定等)を有していること。

(l) 企業の社会的責任（CSR）を十分に認識し、以下に掲げる事項について適切に対応することを約定できること。
- 雇用しているすべての労働者は、署名入りの雇用同意書または契約書を　結んでいる
- 時間外労働に対して、基本賃金率を超える額を支払っている
- 15 歳未満を雇用しない方針があり、実際に雇用はしていない
- 仕事の内容に基づき、法的最低賃金を遵守し、賃金相場に見合った労働者（派遣・請負労働者含む）賃金を決める方法がある
- ビジネスを獲得または保持する、あるいは決定に影響を及ぼすために、価値の高い物を提供または受領していない
- ステークホルダーに関する機密情報の取り扱いは、法律に則りあるいは　当事者との契約内容に基づいて実施している
- 上記の他、関係法令及び社会規範を遵守する

(m) 過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日以降）において、サービスまたはシステムにおける、本公募と同種もしくは類似の技術・機能実装に関わる業務（実証実験：PoC、技術検証を含む）の履行実績を有すること。

(n) 安定性のある財務的基盤を有する者、または経営状態が著しく不健全でないと認められる者であること。

6.3. 「採択候補事業者」の資格の無効

(1) 単体の法人が応募する場合

「採択候補事業者」の決定後、事業契約の締結に至るまでの間に、「採択候補事業者」が参加資格要件を欠くことになった場合、当該法人は参加資格者としての資格を失い、「採択候補事業者」としての資格を失う。

(2) 複数の法人で応募する場合

「採択候補事業者」の決定後、事業契約の締結に至るまでの間に、JV もしくは特定目的会社を構成する法人が複数法人の参加資格に該当する要件を欠くことになった場合、当該 JV もしくは特定目的会社は参加資格者としての資格を失い、「採択候補事業者」としての資格を失う。

7. 募集要項等に関する説明会

応募を検討する事業者に対して本公募に関する趣旨を伝えるため、以下の説明会を開催する。

① 開催時期：令和 8 年 8 月 25 日（火） 14:00～

② 開催場所：国立研究開発法人科学技術振興機構　東京本部 会議室
東京都千代田区四番町５番地３　サイエンスプラザ
※開催場所の詳細は、参加申込者に別途連絡する。

③ 参加申込：参加を希望する者は、「募集要項等に関する説明会申込書」【様式Ⅰ-1】に担当者連絡先、参加予定人数等、必要事項を記載の上、令和 8 年 8 月 21 日（金）14:00 までに、「3.担当部署」の E-mail 宛に申込みを行うこと。書類の持参、郵送、クーリエサービスの利用、あるいは口頭、電話等による申込みは受け付けない。
※令和 8 年 8 月 25 日（火）10:00 までに 3.担当部署から連絡がない場合は、担当部署に確認の連絡を行うこと。

④ 説明資料：当日は以下の資料を持参すること。
・科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業　募集要項　※本書
・科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業　仕様書（新サービス事業者枠）
・科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業　仕様書（技術補完事業者枠）
・科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業　提出書類作成要領（新サービス事業者枠）
・科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業　提出書類作成要領（技術補完事業者枠）
・科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業　契約書（案）

⑤ その他：説明会への参加は任意である。参加しない場合も本公募への応募は可能である。ただし、仕様書、提出書類作成要領等を正確に理解すること。

8. 募集要項等に関する質問の受付と回答

機構は、本募集要項等に関する質問の受付及び回答を行う。応募する意思がある者で、「参加資格審査申請書類」や「提案書」に関する質問がある場合は、下記の方法で質問することとする。

なお、以下のとおり、内容によって質問書の提出期限及び回答方法は異なる。

（1）参加資格審査申請書類に関する質問

① 提出方法：「募集要項等に関する質問書」【様式Ⅰ-2】に質問の内容を簡潔に記入し、提出期限までに、「3.担当部署」の E-mail 宛に送信するものとする。持参、郵送もしくはクーリエサービスによる書類の提出、口頭、電話等による質問は受け付けない。
※E-mail 送信後、2 営業日以内に担当部署から受信の連絡がない場合は、担当部署に確認の連絡を行うこと。

② 提出期限：令和 8 年 8 月 26 日（水）14:00

③ 回答：令和 8 年 9 月 2 日（水）までに、機構ホームページ（https://jipsti.jst.go.jp/jouhou-koubo/top.html）に順次掲載する。当該ページにアクセスのうえ回答内容を確認すること。なお、提出された質問に関する回答は、質問者を特定できない形で、公開する。

（2）提案書に関する質問

① 提出方法：「募集要項等に関する質問書」【様式Ⅰ-2】に質問の内容を簡潔に記入し、提出期限までに、「3.担当部署」の E-mail 宛に送信するものとする。持参、郵送もしくはクーリエサービスによる書類の提出、口頭、電話等による質問は受け付けない。
※E-mail 送信後、2 営業日以内に担当部署から受信の連絡がない場合は、担当部署に確認の連絡を行うこと。

② 提出期限：令和 8 年 9 月 16 日（水）14:00

③ 回答：令和 8 年 9 月 30 日（水）までに、機構ホームページ（https://jipsti.jst.go.jp/jouhou-koubo/top.html）に順次掲載する。当該ページにアクセスのうえ回答内容を確認すること。なお、提出された質問に関する回答は、質問者を特定できない形で、公開する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接にかかわると推測される場合は、当該質問への回答を差し控えるか、当該質問者に対してのみ回答する。

9. 関連資料閲覧

提出書類作成に係る資料は、以下の要領にて公開する。閲覧希望者は、下記の方法で申込みを行うこと。関連資料の閲覧により知り得た情報は、本公募参加以外の目的で使用してはならない。また、関連資料の複写等の行為は禁止する。

① 閲覧申込:閲覧希望者は、「関連資料閲覧申込書」【様式Ⅰ-3】に希望日時、担当者連絡先、参加予定人数等、必要事項を記載の上、「3.担当部署」の E-mail 宛に送信するものとする。希望日のうち最も早く到来する日の 2 営業日前までに申込を行うこと。
※希望日のうち最も早く到来する日の 1 営業日前までに担当部署から閲覧日時等の連絡がない場合は担当部署に確認の連絡を行うこと。

② 閲覧資料:現事業者における販売状況、事業実施内容、有識者会議提言、サービス仕様書等(サービス仕様書、要件定義書、基本設計書に該当するいずれかの書面)に関する資料。閲覧資料一覧は、閲覧申込者に対して別途通知する。

③ 閲覧期間:令和 8 年 8 月 26 日(水)～9 月 30 日(水) (10:00～16:00 とする)

④ 閲覧場所:国立研究開発法人科学技術振興機構 東京本部 会議室
東京都千代田区四番町5番地3
※閲覧場所の詳細は、閲覧申込者に別途連絡する。

⑤ 閲覧申込先:「3.担当部署」に示す担当部署

⑥ 秘密保持誓約書の提出:
・資料閲覧時には事前に「秘密保持誓約書」【様式Ⅰ-4】を必ず提出すること。
・機構から守秘義務対象資料の閲覧を受けた応募者は、本公募への参加の有無にかかわらず、守秘義務対象資料を他の個人・法人に開示してはならない。ただし、本公募における協力法人等(補完事業者や連携事業者等)に対して本件守秘義務情報を開示する場合に限り、応募者は、「協力法人等への資料開示申込書」【様式Ⅰ-5】を担当部署に届け出て、担当部署の承認を得ることで、開示することができる。

10. 提出書類の提出

本公募への応募にあたっては、下記の書類を提出期限までに提出すること。

(1) 参加資格審査申請書類

応募者は、参加資格を有することを証明するため、「「提出書類作成要領」のⅡ.A.参加資格審査申請書類」に記載の書類(以下総称して「参加資格審査申請書類」という。)を「3.担当部署」に提出すること。

応募者が複数法人により構成される場合、構成される法人の代表法人が各法人の参加資格審査申請書類を担当部署に提出すること。また、複数法人によって応募者が構成される場合、「提出書類作成要領」の「応募者の構成員構成表」【様式Ⅱ-2】」を提出すること。

提出期間内に参加資格審査申請書類を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、失格とする。

① 提出期限:令和 8 年 9 月 9 日(水) 必着

② 提出先:「3.担当部署」に示す担当部署

③ 提出方法:当機構が受領した送達過程が記録される下記のいずれかの方法により送達すること。
(ア) 一般書留郵便
(イ) 簡易書留郵便

（ウ）一般信書便事業者又は特定信書便事業者による信書便（送達記録の残るもの）
（エ）日本国外から送達する場合は、送達過程が記録される方法
※メール便では送らないこと。

④ 提出書類：「提出書類作成要領」のⅡ.A.参加資格審査書類に記載の書類。

(2) 提案書

応募者は、仕様書及び審査基準を踏まえ、「提出書類作成要領」に従い、提案書を作成し、担当部署に提出すること。

応募者が複数法人により構成される法人の場合は、代表法人が提案書を担当部署に提出すること。なお、応募者は、内容の異なる他の提案（複数提案）を行うことはできず、提出できる提案書は 1 者につき 1 件に限るものとする。提案書に記載された内容の変更は、原則認められない。

① 提出期限：令和 8 年 10 月 14 日（水） 必着
② 提出先：「3.担当部署」に示す担当部署
③ 提出方法：当機構が受領した送達過程が記録される下記のいずれかの方法により送達すること。
（ア）一般書留郵便
（イ）簡易書留郵便
（ウ）一般信書便事業者又は特定信書便事業者による信書便（送達記録の残るもの）
（エ）日本国外から送達する場合は、送達過程が記録される方法
※メール便では送らないこと。
④ 提出書類：「提出書類作成要領」のⅡ.B.提案書に記載の書類。

11. 選定方法

11.1. 選定委員会の審査

選定委員会は、応募者から提出された「参加資格審査申請書類」に基づく参加資格審査と「提案書」に基づく提案書審査を行う。提案書審査では応募者へのヒアリングも行う。

応募者に対して求める参加資格要件は、「6.2.応募者に求める参加資格要件」に定めるとおりである。また、参加資格審査基準は、「「提出書類作成要領」のⅢ.提出書類審査基準」のとおりである。

(1) 参加資格審査

選定委員会は、「参加資格審査申請書類」について、応募者が参加資格要件を満たしているかどうか審査し、応募者が当該要件を満たさない場合は失格とする。失格の場合、提案書審査は行わない。なお、与信調査の都合により、審査結果の通知は提案提出後となる場合がある。

［注意：機構による与信調査について］
特に、「6.2.応募者に求める参加資格要件」の新サービス事業者枠の要件(k)の確認等として、機構が外部機関を通じて財務状況や経営実態を把握する調査を実施する予定である。応募者は本公募に係る調査であることを確認できた場合、当該調査に必ず協力するものとする。
当該調査が正当な理由なく行えない場合は参加資格要件を満たさないものとして失格とする。

(2) 提案書審査

提案書審査は、応募者へのヒアリングも実施し、加点方式による審査を行う。

選定委員会は、「提案書」について、「「提出書類作成要領」のⅢ.提出書類審査基準」に定める基準のうち、必須項目が満たされているかどうかを審査する。審査にあたり機構は必要に応じて提案者に確認を行うことがある。審査の結果、必須項目が満たされていない提案については、失格とする。

必須項目が満たされていることが確認された提案については、加点項目についての審査結果を計算し、「4.2.事業者の選定」に定める選定数に鑑みて「採択候補事業者」を決定する。なお、サービス内容に係る全ての審査項目の評価点が基準点を満たさない場合は不採択とする。

加点項目と配点は事業者形態(事業者枠)毎に下記とする。

なお、提案が「11.3.提案の無効について」に定める事項に該当する場合、提案は失格となる。

[新サービス事業者枠の加点項目と配点]

① 技術点 XXX 点満点

② 対価に対する評価点 XXX 点満点

[技術補完事業者枠の加点項目と配点]

技術・サービス価値・事業基盤に関する評価点 XXX 点満点

11.2. ヒアリングの実施

ヒアリングの実施については以下のとおりとする。

(1) 実施日程及び実施場所

日程予定:11 月 12 日(木)、17 日(火)のいずれか

場所予定:国立研究開発法人科学技術振興機構 東京本部

もしくは機構が指定する近郊の場所

実施日程及び実施場所等の詳細については、応募者に対して別途連絡する。ただし、参加資格審査で欠格となった応募者は、ヒアリングに参加できないものとする。

(2) 実施条件

① ヒアリングは、提案毎に次のとおり実施する。なお、ヒアリングの実施時間は、提案件数に応じて変更(増減)となる場合がある。

[新サービス事業者枠]

プレゼンテーション(30 分)、質疑応答時間を含め 1 者あたり最大 90 分以内

[技術補完事業者枠]

プレゼンテーション(20 分)、質疑応答時間を含め 1 者あたり最大 60 分以内

プレゼンテーションは、提出した提案書に基づき、アピールしたい点を中心に提案概要を説明すること(録画映像によるプレゼンテーションは不可)。なお、事前に質問等を行う場合があり、その質問への回答もプレゼンテーションに含めること。

② ヒアリングはオンサイトで実施するが、場合によりオンライン(ZOOM 等)で実施あるいは併用等する場合がある。

技術補完事業者枠のヒアリングには既採択事業者も参画する。

③ プレゼンテーションは、本事業で総括責任者及び事業責任者となる者が行うこととする。

④ プレゼンテーションは、提案書に即したものとし、提案内容の追加は認められない。ただし、パワーポイント等を用いて提案書を要約や解説等した資料を新たに作成し、プレゼンテーションに用いることは認める。
⑤ 提案内容について、事業の推進上必要と判断される範囲において、内容の取捨や修正、および調整に係る質問等を行うことがある。
⑥ 応募者は、機構が用意する映写設備等を利用することができる。ただし、PC 等については応募者側で用意することとし、機構の用意する機器との相性等は保証しない。

11.3. 提案の無効について

次のいずれかに該当する場合、当該応募提案は無効とする。

① 参加資格審査要件※を満たしていない、又は提案書の必須項目が充足されていない者の提案
※新サービス事業者枠の要件(k)の確認等で行う与信調査に協力しない場合も要件を満たさないこととなる。
② 「参加資格証明書類」、「提案書」等の提出書類に虚偽の記載をした者の提案
③ 提出書類の記載事項が不明なもの又は提出書類に記名若しくは押印のない提案
④ 提出書類が不足している提案
⑤ 内容の異なる 2 通以上の提案書類を提出した者の提案
⑥ 他人の代理、あるいは 2 人以上の代理をした者に係る提案
⑦ 応募提案書類の提出について不正な行為を行った者の提案
⑧ その他本公募に関する条件に違反した提案

11.4. 選定結果の通知

機構は、参加資格審査、採択候補事業者等の選定後、審査・選定結果を応募者（複数法人の場合は複数法人の代表法人）宛に、書面により通知する（この通知を「選定結果通知」という。）。ただし、審査結果の点数等は開示しない。
参加資格審査は同審査申請書類の提出締切～令和 8 年 10 月 31 日までに通知する。また、採択候補事業者等の選定結果は令和 8 年 12 月 1 日～12 月 31 日までに通知する。

12. 契約交渉及び締結

12.1. 「採択候補事業者」選定後の流れ

（1）新サービス事業者枠

機構は、「採択候補事業者（新サービス事業者枠）」と契約交渉を行い詳細な契約条件を決定する。
契約条件は、サービス名称、内容、ロイヤリティ等の提案内容全般を対象として調整を行う。基本的に両者は、本事業の契約書（案）に沿った内容で合意することが望ましいが、「採択候補事業者（新サービス事業者枠）」提案内容に基づき、本募集要項並びに仕様書における記載事項から大きく逸脱しない範囲[1]において、契約事項に関する交渉を行うことが可能である。

[1] 例えば、本事業の契約書（案）は、区分経理に基づく経理管理を行うことを想定しているが、「採択候補事業者（新サービス事業者枠）」が特定目的会社を設立する場合、当該既定事項の修正について協議することが可能。

調整の結果を踏まえ、契約交渉が完了し、契約条件について合意次第、契約を締結する。なお、調整に際して、機構は機構の有識者委員会委員や選定委員会委員の意見を聴取できるものとする。また、契約条件であるロイヤリティ等については、事業開始後、前年度の利益等に応じて、JST が設置する有識者委員会の意見、及び、JST の見解を踏まえ、事業者とJST で調整のうえ、適宜見直すこともある。

（2）技術補完事業者枠

本事業枠において、機構と「採択候補事業者（技術補完事業者枠）」は直接契約しない。「採択候補事業者（技術補完事業者枠）」は、既採択事業者と契約交渉を行い詳細な契約条件を決定する。

契約条件は、参加資格要件の確保、技術・機能提供内容、対価や連携のあり方等の提案内容全般を主体としつつ、両者のコラボレーション全体を対象として調整を行う。

選定後、既採択事業者が提案する契約書（案）に沿った内容で交渉を行うことを想定している。

契約交渉が完了し、契約条件について合意次第、契約を締結するものとする。

12.2. 契約交渉と契約の締結

機構と「採択候補事業者（新サービス事業者枠）」は、契約の詳細を交渉することができる。

基本的に「採択候補事業者（新サービス事業者枠）」は、本事業の契約書（案）に沿った形で契約を機構と締結するが、提案内容に基づき、本募集要項並びに仕様書における記載事項から大きく逸脱しない範囲[2]において、契約事項に関する交渉を行うことが可能である。

「採択候補事業者（技術補完事業者枠）」は、既採択事業者と契約の詳細を交渉することができる。

13. その他応募に関する留意事項

13.1. 契約保証金

免除する。

13.2. 費用負担

契約締結に至る上記のすべての手続のうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

13.3. 書面主義

本公募に関する全ての意思疎通は原則として書面（電子メールを含む。）によるものとし、使用する言語は日本語とする。

応募者は、参加資格審査申請書類の付属資料として英語の資料を提出することができるが、その場合、関連部分について日本語による正確な翻訳を添付するものとする。なお、本公募における解釈においては常に日本語が優先される。

---

[2] 例えば、本事業の契約書（案）は、区分経理に基づく経理管理を行うことを想定しているが、「採択候補事業者（新サービス事業者枠）」が特定目的会社を設立する場合、当該既定事項の修正について協議することが可能。

13.4. 提出書類の取り扱い

提出書類の一切に関しては、機構の規程に基づき取り扱う。また、応募者に対して提出書類の返却はしない。

13.5. 通貨並びに単位

提出書類、質問回答、審査等における通貨は円、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

13.6. 記載日時について

本書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

13.7. 根拠法令・管轄裁判所について

本事業の根拠法令は日本法であり、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上

14. 様式Ⅰ

様式Ⅰ-1

様式Ⅰ-1 募集要項等に関する説明会申込書

送付先 E-mail:jouhou-koubo@jst.go.jp

令和 8 年　　月　　日

国立研究開発法人科学技術振興機構　御中
（担当:情報事業部　情報資産企画グループ）

募集要項等に関する説明会申込書

契約件名:科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業
（説明会日時:令和 8 年 8 月 25 日（火）14 時～）

貴機構における上記説明会に参加を予定しておりますので、次のとおり申込みます。
（説明会参加申込書提出期限:令和 8 年 8 月 21 日（金）14 時）

【担当者連絡先】

［住所］　〒

［会社名］

［部署名］

［連絡先］　（TEL）

［担当者名］

［E-mail］

［参加予定人数※］

※説明会への参加は最大 3 名、オンライン参加は最大 5 名まででお願いいたします。

募集要項等に関する質問書について

質問書記入方法

1. 項目名は、募集要項、仕様書、契約書等にある項目を記載すること。
2. 複数の質問項目がある場合は、質問項目ごとに纏めること。
3. 質問書の提出期限と回答予定は、以下のとおりとする。

（1）参加資格審査申請書類に関する質問

① 提出期限：令和 8 年 8 月 26 日（水）14:00

② 回答：令和 8 年 9 月 2 日（水）までに、下記4. 記載の URL に順次掲載する。当該ページにアクセスのうえ回答内容を確認すること。なお、提出された質問に関する回答については、質問者を特定できないようにした上で、公表する。

（2）提案書に関する質問

① 提出期限：令和 8 年 9 月 16 日（水）14:00

② 回答：令和 8 年 9 月 30 日（水）までに、下記4. 記載の URL に順次掲載する。当該ページにアクセスのうえ回答内容を確認すること。なお、提出された質問に関する回答は、質問者を特定できない形で、公開する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接にかかわると推測される場合は、当該質問者に対してのみ回答する。

4. 質問書の提出にあたっては、以下の URL より質問書フォーマットをダウンロードのうえ、電子メールにて下記 E-mail 宛送信すること。件名は「質問書　コンテンツ提供サービス事業」とすること。なお社印、代表者印等の押印は一切不要。

https://jipsti.jst.go.jp/jouhou-koubo/top.html

送付先：E-mail ： jouhou-koubo@jst.go.jp

国立研究開発法人科学技術振興機構

情報事業部　情報資産企画グループ　公募担当

様式Ⅰ-2

様式Ⅰ-2 募集要項等に関する質問書

送付先 E-mail:jouhou-koubo@jst.go.jp

令和8年　月　日

募集要項等に関する質問書

国立研究開発法人科学技術振興機構　御中
（担当:情報事業部　情報資産企画グループ）

[住 所(連 絡 先)] _____
[会　　社　　名] _____
[部　　署　　名] _____
[連 絡 先](TEL)　_____
[担　当　者　名]　_____
[　E－mail]　_____

件名:科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業

No	質問対象	項目	質問内容
(例)	仕様書	仕様書　P.3 2.「・・・・・・」について	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

様式Ⅰ-3

様式Ⅰ-3 関連資料閲覧申込書

送付先 E-mail:jouhou-koubo@jst.go.jp

令和 8 年　　月　　日

国立研究開発法人科学技術振興機構　御中
（担当:情報事業部　情報資産企画グループ）

関連資料閲覧申込書

契約件名:科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業
（閲覧期間:令和 8 年 8 月 26 日から令和 8 年 9 月 30 日）

次のとおり関連資料閲覧を申し込みます。

【担当者連絡先】

［住所］　〒

［会社名］

［部署名］

［連絡先］　（TEL）

［担当者名］

［E-mail］

［参加予定人数］

【第1希望日時】

【第2希望日時】

【第3希望日時】

※閲覧の申込みは、原則として上記希望日のうち最も早く到来する日の 2 営業日前までにお願いします。また、希望日のうち最も早く到来する日の 1 営業日前までに JST 担当部署から連絡がない場合は、担当部署に確認の連絡を行ってください。

様式Ⅰ-4

様式Ⅰ-4 秘密保持誓約書

令和 8 年　　月　　日

国立研究開発法人科学技術振興機構　御中
（担当:情報事業部　情報資産企画グループ）

［住所］〒

［会社名］　　印

［代表者名］　　印

秘密保持誓約書

弊社は、貴機構の「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業」に係る資料閲覧（以下「本件情報開示」という。）にあたり、次の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 弊社は、本件情報開示に関して、貴機構から開示される技術資料、写真などの情報ならびに本件情報開示により知り得る貴機構の業務上の情報に関する秘密を保持し、これらの情報を第三者に漏洩しません。また本件情報開示で知り得た情報は本件情報開示の目的のみに利用し、かつ複製しません。
   ただし、次の各号に該当する情報は、このかぎりでありません。

   1） 貴機構から開示を受けた時、または、貴機構から知得した時において、既に公知または公用のもの。
   2） 貴機構から開示を受けた時、または、貴機構から知得した時において、弊社が自ら所持していたことを立証可能なもの。
   3） 貴機構から開示を受けた後、または、貴機構から知得した後、弊社の責によらないで公知となったもの。
   4） 貴機構から開示を受けた後、または、貴機構から知得した後、正当な権利を有する第三者から秘密保持の義務を負わずに正当に取得したもの。
   5） 貴機構から事前の書面による承諾を得たもの。

2. 弊社は、本件情報開示が終了又は貴機構から要求があった場合は、貴機構から指定された情報を遅滞なく返還または廃棄します。

3. 弊社は、本件情報開示の遂行に必要と認める従業員に対して、前二項の義務を徹底し、それに必要な措置を講じます。

4. 弊社は、前三項に反して、貴機構に損害を与えたときは、その賠償の責を負います。

以上

様式Ⅰ-5

様式Ⅰ-5 協力法人等への資料開示申込書

令和 8 年　月　日

国立研究開発法人科学技術振興機構　御中
（担当:情報事業部　情報資産企画グループ）

〔代表法人〕
［住所］〒

［会社名］　　印

［代表者名］　　印

協力法人等への資料開示申込書

弊社は、「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業」の応募提案を検討するに当たり、下記の協力法人等に資料を開示したいので、当該協力法人等の概要を添えて、申し込みます。

なお、この申込みに当たって、下記の法人が、募集要項「6.1.応募者について」に掲げられている事項、「6.2.応募者に求める参加資格要件」を満たしていることを、あわせてここに宣誓します。

記

□ 会社名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 協力関係※　□①JV 等構成社　□②補完事業者　□③連携事業者

□ 住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 代表者職氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※上記以外の協力関係者に開示を希望する場合は、別途 JST と相談すること。

以上